

# 大分県報

平成二十八年  
号外（六）  
二月一日

（月曜日）

## 目次

### 告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一  
林業種苗法による生産事業者の登録……………一

### 告示

#### 大分県告示第五十五号

平成二十八伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十八年二月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国川地区	四九七・四三
	駅国川地区	五五七・六九
	西国東地区	六一・二四
	東国東地区	九六・一一
	別府地区	二九二・七三
	大分川地区	五四五・六五
	大野川地区	一、六八六・八七
	北海部地区	二二五・四九
	番匠川地区	一、三〇一・七六
	北川上流地区	一、〇六三・三四
日田地区	七三二・一三	
玖珠川地区	八八五・七一	

#### 土砂流出防備保安林

山国川地区	一八一・一九
駅国川地区	三三三・六八
西国東地区	二七・五一
東国東地区	六四・七六
別府地区	三六・一五
大分川地区	一三三・七七
大野川地区	一四六・九一
北海部地区	一〇六・六二
番匠川地区	三五三・〇六
北川上流地区	二六・二八
日田地区	一二八・八一
玖珠川地区	三三・七二

#### 土砂崩壊防備保安林

大分川地区	〇・一八
番匠川地区	〇・〇八
日田地区	〇・〇八

#### 防風保安林

山国川地区	三・六六
駅国東地区	三・五〇
西国東地区	四一・二三
東国東地区	三・〇八
大分川地区	〇・九四
大野川地区	六・九〇
北海部地区	一・〇六
番匠川地区	二四・八〇
日田地区	一一・八四
玖珠川地区	六・九四

#### 干害防備保安林

大分北部地区	三九・六四
大分南部地区	九二・六六

#### 保健保安林

大分北部地区	三九・六四
大分南部地区	九二・六六

#### 大分県告示第五十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成二十八年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

豊第四号

二 生産事業者の氏名及び住所

OITA農林株式会社

豊後大野市三重町市場一一七〇番地一 マルエイ堀ビル二階

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の所在地

豊後大野市三重町市場